

2012年（平成24年）3月27日

自殺対策についての日弁連の取組

日本弁護士連合会貧困問題対策本部
自殺対策プロジェクトチーム

1 現状認識，現場での問題点

(1) 自殺の「原因・動機」となる法的・社会的問題への取組

自殺の原因・動機は、「健康問題」に次いで、「経済・生活問題」「家庭問題」「勤務問題」「男女問題」「学校問題」と続く（自殺対策白書）。「経済・生活問題」以下は、法的問題を含んだ社会的要因といえる。

◎弁護士・弁護士会の取組（例）

- ・多重債務，貧困対策（生活保護問題）
- ・DV，虐待対策
- ・不当解雇，パワハラ，過労問題
- ・不安定雇用対策
- ・子供のいじめ問題

(2) 危急時等の対処

これまでは、相談者らが抱える法律問題以外の問題については、法律家が対処する問題でないとして、相談者らに適切な対応ができなかった。しかし、法的問題を抱えた者は、大きな心理的ストレスを抱えていること、それによって時にはうつ病等の疾患を持つ者も多いことが意識されるようになった。

◎相談対応時の留意事項について

→研修（日弁連その他各地の弁護士会において）

◎適切な機関等への引継（つなぎ）について

→自殺対策ネットワーク作りに関する全国協議会（2011年7月2日）

○他の専門職との連携の実践例

→暮らしとこころの総合相談（全国一斉無料相談会）（2012年3月）

2 今後の取組み・課題

(1) 全会的な課題

自殺問題を，人権問題として再構築する。

自殺は、「追い込まれた末の死」であり，適切な行動を選択するという自己

決定権が侵害され、生きる権利という究極の基本的人権が侵害されている問題である。

→ 全会員（全弁護士）への意識の浸透をはかることが課題

(2) 弁護士会としての課題

○相談現場への支援体制の充実

○地域の実情に応じたネットワーク構築への積極的な関与

○新たな法整備の必要性を含めた自死遺族支援の検討

☆本年度の人権擁護大会※において、「自殺問題」をテーマとするシンポジウムの開催が決定（※年に一度、日弁連最大の行事。本年は、10月4、5日に佐賀県にて開催。）。

現在、実行委員会を組織し準備作業が進行中。

人権擁護大会を成功させることにより、日弁連の内外への大きなメッセージが発信できるとともに、上記2)の課題についても、大きく前進させたい。

3 自殺対策行政に求めること

- 自殺対策におけるソーシャルワーク（社会的問題の解決）の重要性の再確認と、それに対応した施策の実施
- 希死念慮者・未遂者・自死遺族などを支援するための相談窓口、ネットワーク形成に対する積極的な関与

以 上